

大阪府国民健康保険運営方針
「別に定める基準」に基づく
保険料減免事務運用手引き

第3版(令和8年4月)

大阪府 健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

【特記事項】

- 令和8年度より被保険者均等割額に『十八歳以上被保険者均等割額』が創設されたが、本事務運用手引きにおける『均等割』の記載は全て、『被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額』を表しているものとする。

～改正履歴～

平成 31 年 3 月	初版
令和 7 年 3 月	第 2 版
令和 8 年 4 月	第 3 版

内容

第1 はじめに.....	4
1 保険料減免に係る考え方.....	4
2 大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」.....	4
第2 保険料減免全区分に係る事務運用.....	6
1 申請期限.....	6
2 減免対象保険料.....	6
3 複数の減免事由に該当する場合.....	7
4 保険料軽減制度に該当する場合.....	7
5 同一事由による翌年度減免適用.....	7
6 減免額の計算.....	8
第3 災害減免に係る事務運用.....	8
1 概要.....	8
2 減免可否及び減免割合の決定.....	9
3 減免対象とする被災範囲.....	9
4 罹災時の被保険者資格.....	9
5 減免適用後の資格異動.....	9
6 保険金等により、補填を受けている場合.....	10

第4 所得減少減免に係る事務運用.....	10
1 概要.....	10
2 減免可否の決定.....	10
(1)所得減少事由等の確認.....	10
(2)所得減少率の決定.....	11
3 減免適用後の適用内容の変更.....	13
第5 拘禁減免に係る事務運用.....	17
1 概要.....	17
2 減免可否の決定.....	17
3 対象となる保険料.....	17
第6 旧被扶養者減免に係る事務運用.....	18
1 概要.....	18
2 減免可否の決定.....	19
3 保険料軽減制度に該当する場合.....	19
4 資格取得日が異なる複数の旧被扶養者のみで構成される世帯の取扱い.....	19
5 特定世帯及び特定継続世帯の平等割軽減との関係性.....	20

第1 はじめに

1 保険料減免に係る考え方

【国民健康保険法】

(保険料の減免等)

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

【昭和41年4月11日付保険発第32号(長野県社会部長あて 厚生省保険局国民健康保険課長回答)】

地方税法第七十七条に規定する減免は、納税義務者の担税力が著しく低下したと認められる事情が存する場合に限り行い得るものである。

保険料は基本的に前年度の所得を基準として課されるため、医療給付を受ける時点での被保険者の資力を反映しておらず、前年度の経済状態と当該年度の差を埋めることが保険料減免の趣旨とされている。

上記を踏まえると、国民健康保険法(以下「法」という)第77条のいう「特別の理由がある者」とは、一時的に生活が困窮した被保険者が、前年度の所得を基に課された保険料の支払いが困難になった場合、つまり、保険料負担能力が著しく低下したと認められる場合に行い得るものと解される。

2 大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」

大阪府における保険料減免の統一基準については、最高裁判決では「恒常的に生活が困窮している状態にある者については生活保護法による医療扶助等の保護を予定して、これを市町村が行う国民健康保険の被保険者としないものとして」おり、「当該年において生じた事情の変更に伴い一時的に保険料負担能力の全部又は一部を喪失した者に対して保険料を減免するにとどめ、恒常的に生活が困窮している状態にある者を保険料の減免の対象としないことが、法77条の委任の範囲を超えるものということとはできない。」と判示されていることを踏まえ、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議(以下、「広域化調整会議」という)」において、法第77条の減免の対象事由となる「特別の事情」は、「保険料が前年度所得に応じて賦課されるため、所得状況が前年度より著しく低下するなどにより、保険料負担が過度となる場合に限り、減免を実施する」という基本的な考え方を整理した上で、「別に定める基準」において、「災害」・「所得減少」・「拘禁」・「旧被扶養者」の4事由を設定した。

【大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」 保険料減免部分抜粋】

Ⅰ 保険料の減免

(1) 減免

市町村保険者（以下「保険者」という。）は、次のいずれかに該当する世帯であって、必要があると認める時は、その申請により、保険料を減額し、又は納付を免除することができる。

- 一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、居住する住宅について著しい損害（①全壊、全焼、大規模半壊、②半壊、半焼、③火災による水損又は床上浸水）を受けたとき。
- 二 事業又は業務の不振、休廃止、失業等により、所得が著しく減少したとき。ただし、減少後の所得により算定した保険料額が賦課限度額を超えている場合には、減免は行わないこととする。
- 三 被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
- 四 世帯内に、次に掲げる要件のいずれにも該当する被保険者がいるとき。
 - ① 被保険者資格の取得日において、65歳以上である者
 - ② 被保険者資格の取得日の前日において、各被用者保険等の被保険者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(2) 減免の対象となる保険料及び減免の割合

区分	一 災害	二 所得減少	三 拘禁	四 旧被扶養者
対象となる保険料	応能分及び応益分	応能分のみ	応能分及び応益分	応能分及び応益分
減免の割合	被害の程度に応じて3区分（全壊等100%、半壊等70%、火災による水損又は床上浸水50%）	前年所得からの減少率に応じて、8区分 （減少率が 30%以上40%未満：30%、 同40%以上50%未満：40%、 同50%以上60%未満：50%、 同60%以上70%未満：60%、 同70%以上80%未満：70%、 同80%以上90%未満：80%、 同90%以上100%未満：90%、 同100%：100%）	100%	所得割10割 均等割及び十八歳以上均等割5割 平等割5割（旧被扶養者のみで構成される世帯に限る。）
対象期間	減免の申請のあった日の属する年度末まで（ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで【被災した日が属する月から起算し、最大12月】延期することができる。）	減免の申請のあった日の属する月以降、保険料を納付することが可能となるまでの間（ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。）	拘禁されている期間	減免の申請のあった日の属する月以降（ただし、均等割、十八歳以上均等割及び平等割に係る減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

第2 保険料減免全区分に係る事務運用

1 申請期限

- 原則、納期限当日。

(「2 減免対象保険料」に掲げる遡及適用が可能な事例においては、この限りではない。)

【参考:減免申請受付時期】

昨年中所得に基づく保険料額が決定・通知された後(保険料本算定後)から申請受付することとする。
 なお、給付制限に伴う資格喪失の趣きが強いつ拘禁減免や制度変更による負担緩和の趣きが強いつ旧被扶養者減免については、保険料本算定前の申請受付も可能とする。

2 減免対象保険料

- 申請日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月の前月までの月数を減免期間とし、原則、未納保険料にのみ適用。

《納付済み保険料にも適用可能(還付対象)となる事例》

- ・拘禁減免(資格喪失の代替処分の趣きが強いため)
- ・市町村が被保険者の減免申請の意思を確認した日以降に、本人の責めに因らず納付される保険料(意思表示の定義及び事例については事務運用手引きQ&A参照)

- なお、申請が不可能な環境下(本人の責めに因らず、物理的に申請することができない状況に置かれている状態。)にあると認められる場合に、賦課権の期間制限満了前の保険料に限り、減免事由該当日あるいは賦課期日(年度途中加入の場合は資格取得日)のいずれか遅い日からの遡及適用を可能とする(加えて、本人の責めに因らず減免事由該当日以降に納付された保険料(特別徴収や口座振替等)については、還付可能とする)。

《申請が不可能な環境下にあると認められる事例》

- ・災害による本人の入院 ・本人の拘禁
- ・減免事由該当日が当該年度保険料賦課額決定前(ただし、賦課額決定後初めて迎える納期限当日までに申請があった場合)

【具体例】

・年度保険料:12万円(1万円/月)

(単位:円)

	1期(6月)	2期(7月)	3期(8月)	4期(9月)	5期(10月)	6期(11月)	7期(12月)	8期(1月)	9期(2月)	10期(3月)
4月分(計10,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
5月分(計10,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	6月分 10,000	7月分 10,000	8月分 10,000	9月分 10,000	10月分 10,000	11月分 10,000	12月分 10,000	1月分 10,000	2月分 10,000	3月分 10,000
期別保険料	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000

保険料納付	6期まで払済
減免率	50%減免
減免事由該当日	12月1日
減免申請日	2月1日



	申請遅延の理由	減免対象保険料	減免額
①	申請が不可能な環境下	12~3月分	10,000円×4か月×50%=20,000円
②	①以外	2~3月分	10,000円×2か月×50%=10,000円

3 複数の減免事由に該当する場合

- 一ヵ月につき、減免適用を一の事由に限ることとし、該当する項目のうち、減免額が最大となるものを適用。

【具体例】

- ・年度保険料：24万円(応能割 12 万円、応益割 12 万円)
- ・8 月から所得減少による減免(減免率 70%(応能割のみ))を適用していたが、9 月に災害による減免(減免率 100%)の申請があった場合

8 月：所得減少による減免額 $120,000 \times 1/12 \times 70\% = 7,000 \dots \textcircled{1}$

9 月以降： 所得減少による減免額 $120,000 \times 7/12 \times 70\% = 49,000 \dots \textcircled{2}$

災害による減免額 $240,000 \times 7/12 \times 100\% = 140,000 \dots \textcircled{3}$

⇒ $\textcircled{2} < \textcircled{3}$ となるため、減免額は、 $\textcircled{1} + \textcircled{3}$ の 147,000 円。

4 保険料軽減制度に該当する場合

- 原則、保険料軽減該当世帯であっても、要件を満たす場合には、減免適用する(旧被扶養者減免については、「第6 旧被扶養者減免に係る事務運用」において別に定める。)
- ただし、非自発的失業者に係る保険料軽減と収入減少による減免の組合せについては、非自発的失業者に係る保険料軽減を優先適用した上で、前年中所得を非自発的失業者については給与所得を30/100した後のものとし、減免事由該当後の所得と比較した場合において、減免事由を満たす場合に減免適用する。

5 同一事由による翌年度減免適用

- 翌年度に改めて被保険者から減免申請があった場合、審査を行ったうえで、以下のとおり減免適用する(ただし、旧被扶養者減免のみ、翌年度以降の減免申請を不要とし、当初申請に基づき、対象期間の範囲で減免適用する。)

《災害減免》

生活立て直しに至っておらず、改めて申請があった場合

⇒ 被災した日が属する月から起算し、最大12ヵ月の範囲内において適用可能とする。

《所得減少減免》

昨年中所得と本年中所得を比較し、引き続き要件を満たす状況で、改めて申請があった場合

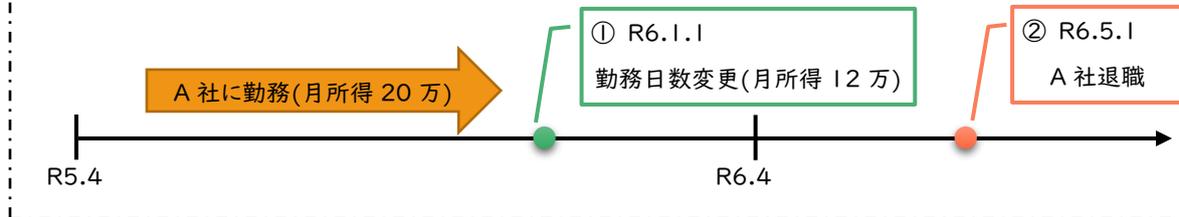
⇒ 所得減少率に応じて適用する。

《拘禁減免》

継続して入所中で、改めて申請があった場合 ⇒ 入所期間に合わせて適用する。

【参考：同一事由の解釈について】

以下の①・②の事例は、いずれも所得減少ではあるが、同一事由ではなく、異なる事由と解する。



6 減免額の計算

- 減免額の計算は、医療分・後期分・介護分・子ども分それぞれで算出する。
- 減免額の端数整理については、1円未満を切り上げる。

【参考：保険料率及び賦課額に端数が生じた場合(激変緩和期間終了後)】

保険料率及び賦課額の端数整理については、以下のとおりとしている。

保険料率：府が算定・通知する「市町村標準保険料率」とおりとするともに、特定世帯・特定継続世帯における平等割額等に1円未満の端数があるときは、切り上げ。

賦課額：1円未満を切り捨て。

第3 災害減免に係る事務運用

1 概要

区分	一 災害
対象となる保険料	応能分及び応益分
減免の割合	被害の程度に応じて3区分 ○全壊・全焼・大規模半壊：100% ○半壊・半焼：70% ○火災による水損又は床上浸水：50%
対象期間	減免の申請のあった日の属する年度末まで(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。【被災した日が属する月から起算し、最大12月】)

2 減免可否及び減免割合の決定

- 罹災証明書(被災証明書)のコピーの提出を求め、その内容に基づき、減免可否及び減免割合を決定(ただし、証明書のみで被害程度の確認ができない場合には、消防署や固定資産税担当課等の証明書発行所属に追加で確認を行い、記録を残す。)

【参考:被害程度の認定基準】

内閣府(防災担当)が令和3年6月24日に策定している「災害に係る住家の被害認定」の被害認定基準に準じて、実施する。

内閣府ホームページ「災害に係る住家の被害認定」

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

※ 令和2年12月4日に改正された「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」(令和2年法律 第69号)において、「中規模半壊」「準半壊」が新設された。従前の「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分したものであるため、「中規模半壊」の罹災証明書を被保険者が持参した場合は、減免基準の「半壊等・70%」の区分で減免認定を行う。また、改正後の「準半壊」は、改正前の「半壊に至らない」に含まれていたことから、災害減免の対象とはならない。

3 減免対象とする被災範囲

- 被保険者が居住する主たる居住用住宅(原則的に、国保上の住所と一致。持家あるいは賃貸の別は不問。)

4 罹災時の被保険者資格

- 罹災時点の資格有無は問わない(罹災後に転入される場合などが想定されるが、被災した事実が変わりはなく、生活の立て直しには一定期間を要することもあるため)。

5 減免適用後の資格異動

- 減免適用後に、他の国保世帯と合併した場合や被災世帯に属する者の1人が他の国保世帯に異動した場合等は、減免適用世帯(異動前)の世帯主と異動後世帯の世帯主が同一の場合に限り、異動後の世帯においても減免適用を可能とする。
- また、世帯主の死亡等に伴う一の世帯で完結する世帯主変更については、新たな世帯主についても減免適用を可能とする。

6 保険金等により、補填を受けている場合

- 保険契約に基づき、保険金等による被害補填を受けている場合であっても、減免可否及び減免割合を決定する際に考慮しない(保険契約自体が任意であること、契約内容(補償範囲や金額)が多様であること、被災した事実は補填の多寡にかかわらず同じであることから)。

第4 所得減少減免に係る事務運用

1 概要

区分	二 収入減少
対象となる保険料	応能分のみ
減免の割合	前年所得からの減少率に応じて、8区分 (減少率が 30%以上40%未満:30%、同40%以上50%未満:40%、 同50%以上60%未満:50%、同60%以上70%未満:60%、 同70%以上80%未満:70%、同80%以上90%未満:80%、 同90%以上100%未満:90%、同100%:100%)
対象期間	減免の申請のあった日の属する月以降、保険料を納付することが可能となるまでの間(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。)

2 減免可否の決定

(1) 所得減少事由等の確認

- 所得減少の対象事由及び減少後の所得が確認できる書類のコピーの提出を求め、その内容に基づき、減免可否を決定。

《減免対象外となる所得減少事由》

- ・非経常所得の所得減少

(仮に対象とした場合、2年以上連続して同様の所得がある場合を除き、申請者全てが減免対象となり、事実上それだけの所得があるにもかかわらず、その所得に応じた保険料賦課がなされないこととなるため。)

- ・「65歳以上と65歳未満で公的年金等の雑所得の算出方法が異なることによる所得減少」及び「課税年金から非課税年金への切り替えに伴う所得減少」
- ・所得税法等の税制の改正による控除額の変更に伴う所得減少
(それに伴い、保険料支払いが困難になるとは考えられないため。)

※見込所得を算出する際は、所得税法上の給与所得控除や公的年金控除については、賦課対象年度（保険料の算定の基礎となった年度）の制度で控除すること。

- 書類の提出が不可能な場合は、申立書（申立の内容、書類を提出できない理由及び本人署名を記載（様式任意））を提出することにより、収入減少の根拠となる資料とみなす。

【確認書類の具体例】

《対象事由の確認》

事由	書類(例)
会社を退職した	退職日の記載がある源泉徴収票、退職証明書、離職票
給料が減少した	減少前と減少後（3か月分程度）の給与明細書
廃業した	廃業届出書
個人年金の受給期間が終了した	配当金支払通知書

※把握済みの昨年中所得等から、対象事由及び事由発生日が特定できる場合、提出書類省略可能とする。

《減少後所得の確認》

収入の種類	書類(例)
給与収入	源泉徴収票、給与支払証明書、給与明細書（3か月分程度）
年金収入	年金額改定通知書、年金振込通知書、公的年金等の源泉徴収票
事業収入	見込みで作成した青色申告決算書、収支内訳書、帳簿、必要経費領収書
不動産収入	見込みで作成した収支内訳書、帳簿
配当収入	配当金支払通知書

※上記の確認書類はあくまで例示であり、実際の確認資料については個々の被保険者の実情に応じて保険者において判断する。

※添付書類による適正な判断が困難な場合には、確定申告時期まで審査を保留する取扱いも可能とする。

なお、具体的な審査保留の取扱いについては、個々の被保険者の実情に応じて、保険者における判断に基づき実施する。

（ただし、収入減少により、支払い能力が低下している被保険者にとっては負担となることから、必要最小限に留めること。）

(2) 所得減少率の決定

- 所得減少率の決定を行う際の世帯総所得について、国保加入者（擬制世帯主除く）の総所得（旧ただし書き所得（基礎控除適用前））とする（これ以降、旧ただし書き所得（基礎控除適用前）を「所得」という）。

【参考】旧ただし書き所得=総所得金額等(※)-基礎控除額

(※) 総所得金額等の注意点。

- ・ 一時金として受け取る退職所得は含まない。
- ・ 雑損失の繰越控除は適用しない。
- ・ 土地建物等に係る短期(長期)譲渡所得は、特別控除後の金額とする。

(個別の所得等が旧ただし書き所得に算入されるか否かは市町村の税部局に確認のこと。)

- 所得減少率について、減免事由発生後の一月あたり平均所得見込額と賦課の基となる年の一月あたり平均所得との比較により、算出する。

【減免事由発生後の一月あたり平均所得見込額の算出例】

《事例1》給与収入の減少



- 減免事由発生後の給与収入が、12万、10万、11万と推移している場合

⇒ {一月あたり平均収入 11万 (= (12+10+11)万/3ヵ月) × 12ヵ月 - 給与所得控除額} / 12ヵ月

《事例2》事業収入の減少



- 事業不振により、事業収入が16万、14万、15万と推移しており、各月の必要経費(※)が8万の場合

⇒ (16万-8万+14万-8万+15万-8万)/3ヵ月

※必要経費は、以下のようなものが認められる。

賃貸料、地代、仕入れ代、通信費、交通費、運搬費、農薬・肥料代、燃料費等、その他事業を営むために生じた経費

《事例3》退職又は倒産



- 退職又は倒産後、収入が無くなった場合
⇒ 0円（退職証明や廃業届で確認。）

3 減免適用後の適用内容の変更

- 所得状況に変化があった場合（再就職等）必ず届け出ること、後日必要な届出を行っていないことが判明した際には減免取消しの可能性があることを、被保険者に対して減免受付時に周知する。
- 減免適用後に所得更正あるいは世帯加入状況の変化が生じた場合には、賦課更正後の保険料額で改めて所得減少率及び減免額を算定し、減免の変更決定を行う。

《所得更正の場合》

賦課の基となる年度の所得が変更となった場合、被保険者からの申請の有無に関わらず、所得更正後の所得額に基づき、改めて所得減少率を、賦課更正後の保険料額から減免額をそれぞれ算定し、変更決定を行う（ただし、申請書及び添付書類については省略可）。

なお、再計算後の減免額適用月は所得の増減に関わらず「当初申請月」となる。（減免適用期間は変わらない。）

【事例1】

①当初賦課状況

世帯状況 単身世帯

所得の状況 前年中所得 120万円（一月あたり所得 10万円）

保険料の賦課状況

	保険料
所得割	60,000
均等割	30,000
平等割	30,000
計	120,000

【事例1～続き～】

②10月から事業不振による所得減少に伴い所得減少減免申請

⇒ 世帯一月あたり所得:10万円→5万円となり50%減免適用

《減免額:60,000円×50%×6/12=15,000円》

	減免適用前保険料		減免適用後保険料	(減免額)
所得割	60,000	➔	45,000	15,000
均等割	30,000		30,000	0
平等割	30,000		30,000	0
計	120,000		105,000	15,000

③12月に前年中所得に所得更正あり

・所得 更正前120万円 ⇒ 更正後180万円

・所得割保険料 更正前6万円 ⇒ 更正後9万円

⇒ 世帯一月あたり所得:15万円→5万円となり60%減免適用

《減免額:90,000円×60%×6/12=27,000円》

《所得更正》

	前年中所得	(1月あたり)		保険料		減免適用後保険料	(減免額)
世帯主	180万円	15万円	➔	所得割	90,000	63,000	27,000
合計	180万円	15万円		均等割	30,000	30,000	0
				平等割	30,000	30,000	0
				計	150,000	123,000	27,000

【事例2】

①当初賦課状況

世帯状況 世帯主と妻の2人世帯

所得の状況 前年中所得 360万円 (一月あたり所得 30万円(世帯主20万+妻10万))

保険料の賦課状況

	保険料
所得割	180,000
均等割	60,000
平等割	30,000
計	270,000

②世帯主が3月末退職、所得減少に伴い所得減少減免申請

(減免申請は6月上旬のため、年度内全ての保険料が減免対象)

⇒ 世帯一月あたり所得:30万円→10万円となり60%減免適用

《減免額:180,000円×60%=108,000円》

	減免適用前保険料		減免適用後保険料	(減免額)
所得割	180,000	➔	72,000	108,000
均等割	60,000		60,000	0
平等割	30,000		30,000	0
計	270,000		162,000	108,000

【事例2～続き～】

③妻が6月末退職、所得減少に伴い減免変更申請(申請は7月)

⇒7月以降の世帯一月あたり所得:30万円→0万円となり

100%減免適用(4~6月の60%減免は変更なし)

《減免額:(180,000円×60%×3/12)+(180,000円×100%×9/12)=162,000円》

減免適用前保険料		減免適用後保険料 (減免額)	
所得割	180,000	18,000	162,000
均等割	60,000	60,000	0
平等割	30,000	30,000	0
計	270,000	108,000	162,000

④8月に前年中所得に所得更正あり

・所得(世帯主) 更正前 240万円 ⇒ 更正後 360万円

・所得割保険料 更正前 18万円 ⇒ 更正後 24万円

⇒4~6月の世帯一月あたり所得:40万円→10万円となり70%減免適用(7月以降の100%減免は変更なし)

《減免額:(240,000円×70%×3/12)+(240,000円×100%×9/12)=222,000円》

《所得更正》

《所得更正》			保険料		減免適用後保険料 (減免額)	
	前年中所得	(1月あたり)	所得割	均等割	平等割	計
世帯主	360万円	30万円	240,000	60,000	30,000	330,000
妻	120万円	10万円	18,000	60,000	30,000	108,000
合計	480万円	40万円	24,000	60,000	30,000	108,000

⑤10月に再度、前年中所得に所得更正あり

・所得(妻) 更正前 120万円 ⇒ 更正後 60万円

・所得割保険料 更正前 24万円 ⇒ 更正後 21万円

⇒4~6月の世帯一月あたり所得:35万円→10万円となり70%減免適用(7月以降の100%減免は変更なし)

《減免額:(210,000円×70%×3/12)+(210,000円×100%×9/12)=194,250円》

《所得更正》

《所得更正》			保険料		減免適用後保険料 (減免額)	
	前年中所得	(1月あたり)	所得割	均等割	平等割	計
世帯主	360万円	30万円	210,000	60,000	30,000	300,000
妻	60万円	5万円	15,750	60,000	30,000	105,750
合計	420万円	35万円	21,000	60,000	30,000	105,750

《世帯状況変更の場合》

対象者	変更内容	対応	申請書・添付資料
減免事由該当者	資格喪失	減免終了	—
その他世帯員	資格喪失	減少率再判定 (資格喪失日の属する月以降)	申請書・添付書類の 再提出の省略可(※)
	資格取得	減少率再判定 (資格取得日の属する月以降)	添付書類は資格取得した 世帯員分のみで可(※)

(※) 既存の世帯員分については、所得状況に変化があった時点で資料の提出を受けていることが前提。

【事例1】

①当初賦課状況

世帯状況 世帯主と妻の2人世帯

所得の状況 前年中所得 240 万円(世帯主所得 120 万円、妻所得 120 万円(一月あたり所得各 10 万円))

保険料の賦課状況

	保険料
所得割	120,000
均等割	60,000
平等割	30,000
計	210,000

②妻が4月に退職、それに伴い所得減少減免申請

⇒ 世帯一月あたり所得:20 万円→10 万円となり 50%減免適用

《減免額:120,000 円×50%=60,000 円》

	減免適用前保険料		減免適用後保険料	(減免額)
所得割	120,000	➡	60,000	60,000
均等割	60,000		60,000	0
平等割	30,000		30,000	0
計	210,000		150,000	60,000

③妻が1月に社会保険加入により資格喪失

⇒ 1月以降の保険料及び減免率を再計算

保険料 … 1月以降の妻の保険料(所得割 60,000 円×3/12と均等割 30,000 円×3/12)を減額

減免 … 所得の減少がないため終了

《減免額:120,000 円×9/12×50%=45,000 円》

	減免適用前保険料		減免適用後保険料	(減免額)
所得割	105,000	➡	60,000	45,000
均等割	52,500		52,500	0
平等割	30,000		30,000	0
計	187,500		142,500	45,000

【事例2】

①②は事例1と同様、③において世帯主が社会保険加入により資格喪失し、擬制世帯となる。

③世帯主が1月に社会保険加入により資格喪失(擬制世帯となる。)

⇒ 1月以降の保険料及び減免率を再計算

保険料 … 1月以降の世帯主の保険料(60,000円×3/12と均等割30,000円×3/12)を減額

減免 … 世帯一月あたり所得:10万円→0万円となり100%減免適用

《減免額:(120,000円×9/12×50%)+(60,000円×3/12×100%)=60,000円》

	減免適用前保険料		減免適用後保険料	(減免額)
所得割	105,000	➔	45,000	60,000
均等割	52,500		52,500	0
平等割	30,000		30,000	0
計	187,500		127,500	60,000

第5 拘禁減免に係る事務運用

1 概要

区分	三 拘禁
対象となる保険料	応能分及び応益分
減免の割合	100%
対象期間	拘禁されている期間

2 減免可否の決定

- 収容証明書(在所証明書)等のコピーの提出を求め、その内容に基づき、減免可否を決定。

3 対象となる保険料

- 原則、減免事由に該当する被保険者に係る所得割及び均等割のみを対象とする(ただし、対象となる期間に他の被保険者がいない月は、平等割も免除することとする)。

【参考：単身世帯の場合（平成 24 年7月 17 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課発出の『平成 24 年度国民健康保険に関するブロック会議における質問に対する回答』問 83 参照）】

届出による資格喪失として取り扱うこととする。

問 甲市の国民健康保険被保険者 A は、ふとしたことから傷害事件を引き起こし裁判の結果、懲役に服することとなりましたが、この場合 A の住所については甲市にあるとすべきでしょうか。それとも刑務所所在地の乙市にあると認めるべきでしょうか。

答 A が単身者であり、刑務所に入所するまで単独で世帯を構成していたのであれば、A の住所は刑務所の所在地である乙市にあることとなり、また刑務所に入所するまで家族と一緒に生活しており、家族と住所を一つにしていた場合には、その家族が居所不明等の場合を除いて、A の住所は家族のもとにあると認定することが妥当である。

【具体例】

・A：夫（拘禁されていた対象者）4月から翌年4月収容 B：妻

例①：Bが9月から社会保険加入のため一部喪失。

⇒【4～8月】所得割+均等割 【9月～】所得割+均等割+平等割

例②：Bが転居・転出のため一部喪失し、住民票上も9月以降Aが単身世帯となる場合（9月からA（拘禁者）のみの単身世帯となり、Aから届出があった場合）。

⇒【4～8月】所得割+均等割 【9月～】全部喪失として処理

例③：Bが10月から社会保険脱退等のため一部取得。よって10月から単身世帯ではなくなる場合

⇒【4～9月】所得割+均等割+平等割 【10月～】所得割+均等割

第6 旧被扶養者減免に係る事務運用

1 概要

区分	四 旧被扶養者
対象となる保険料	応能分及び応益分
減免の割合	所得割10割 均等割5割 平等割5割（旧被扶養者のみで構成される世帯に限る。）
対象期間	減免の申請のあった日の属する月以降（ただし、均等割及び平等割に係る減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

2 減免可否の決定

- 被用者保険の被扶養者であったとの確認ができる書類（各保険者が発行する資格喪失証明書等）のコピーの提出を求め、その内容に基づき、減免可否を決定。

3 保険料軽減制度に該当する場合

- 7割・5割軽減該当
減免事由に該当する被保険者の所得割部分のみ減免。
- 2割軽減該当
減免事由に該当する被保険者の所得割部分+均等割が2分の1となるよう、差額部分のみ減免適用（平等割も減免対象である場合は平等割も同様）。

4 資格取得日が異なる複数の旧被扶養者のみで構成される世帯の取扱い

- 資格取得日が異なる複数の旧被扶養者のみで構成される世帯の平等割減免については、最初に資格取得した旧被扶養者の資格取得日により判断し、2年の範囲で適用（均等割減免については、被保険者ごとの資格取得日により判断し、2年の範囲で適用）。

【具体例】

世帯 X			世帯 Y	
	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん
R3.4	75歳【社保→後期】	72歳【社保→国保】	74歳【社保】	71歳【社保】
R4.4	76歳	73歳	75歳【社保→後期】	72歳【社保→国保】
R4.9	76歳	73歳	死亡	世帯Xに転入

世帯 X			
	Aさん	Bさん	Dさん
R4.9	76歳	73歳	72歳【転入】
R5	77歳	74歳	73歳
R6	78歳	75歳【国保→後期】	74歳

《均等割減免適用期間》・Bさん：R3.4～R5.3 ・Dさん：R4.4～R6.3

《平等割減免適用期間》・世帯 X：R3.4～R5.3 ・世帯 Y：R4.4～R4.8

5 特定世帯及び特定継続世帯の平等割軽減との関係性

○ 特定世帯及び特定継続世帯の平等割軽減を優先して適用。

【該当例】

	Aさん	Bさん	Cさん	
R3	74歳【社保本人】	72歳【社保扶養】	71歳【社保扶養】	旧被扶養者該当
R4	75歳【社保→後期】	73歳【社保→国保】	72歳【社保→国保】	
R5	76歳	74歳	73歳	特定世帯該当
R6	77歳	75歳【国保→後期】	74歳	